



奈良労働局発表
平成28年9月15日

【照会先】

奈良労働局 雇用環境・均等室
室長 栗山 僚子
室長補佐 木村 直美
(直通電話) 0742-32-0210
職業安定部 職業安定課
職業安定課長 内海 敬三
課長補佐 森本 理美
(直通電話) 0742-32-0208

女性活躍推進法に基づく届出状況について

～義務企業からの届出が100%となりました～

平成28年4月1日から施行されている女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）では、労働者数301人以上の企業において、行動計画の策定・届出を行うことが義務となっています。

奈良県では、8月末をもって、県内の策定・届出等義務のある、301人以上の企業からの届出が100%となりました（添付資料1）。

また、厚生労働省では、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業（※）に対して、女性活躍推進法や若者雇用促進法等に基づく認定企業等に対する公共調達の受注機会の増大への対応を、10月1日以降に公示する総合評価落札方式等による調達案件から開始することとなりました。

今後、奈良労働局（局長 吉野 彰一）においては、中小企業（労働者数300人以下の努力企業）にも女性活躍推進法が浸透するよう、また、若者雇用促進法・次世代法等に基づく認定を目指す企業が増えるよう、上記調達制度と併せて、周知・啓発を行ってまいります。

※ワーク・ライフ・バランスを推進する企業

- ・女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業）、
- ・女性活躍推進法に基づく届出企業（労働者数300人以下の努力義務企業）
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん・プラチナくるみん認定企業）
- ・若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）

- 添付資料：
- 1 女性活躍推進法一般事業主行動計画届出及び認定状況及びユースエール認定企業の状況
 - 2 えるぼし認定企業・くるみん認定企業などが公共調達で有利になります！リーフレット
 - 3 若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を応援します！リーフレット